

子どものたより場基金・募集要項

2018 年度

事業期間： 2018 年 8 月 1 日から 2019 年 1 月 31 日まで
助成金額： 区分 1：上限 20 万円
区分 2：上限 50 万円
申請締切： 2018 年 6 月 30 日（必着）

子どもの貧困や困り事の改善に取り組む活動団体＝子どもの たより場を応援する助成事業、今年も実施します。

子どもたちは私たちの希望であり、未来を担う大切な社会の宝です。しかしながら現実には、家庭の事情等により子どもの将来が左右されてしまう「貧困の連鎖」が宮城県内でも多く存在します。本プロジェクトは宮城県の未来を担う子どもたちを多様な立場の方々と支えようとするものです。第 2 年度目として、県内の子どもの貧困や困難な状況と、子どもたちを支える活動団体への資金助成として以下をご確認のうえ、ぜひご応募ください。

主 催



基金への寄付



宮城県内で取り組まれている子どもが「たよれる場・活動」へ助成します

対象地域： 宮城県全域

対象期間： 2018年8月1日から2019年1月31日までに実施、終了するもの

活動対象： 主として、子どもの貧困や困難な状況を改善するための、必要な取組みに資金支援を行い、もって状況の改善を図る。(子どもとは、概ね20歳以下を対象とする)

◆対象テーマ◆

- 1) 子どもの居場所の提供を図ろうとする事業
- 2) 栄養バランスを考慮した食事の提供や食育に通じる事業
- 3) 主として教科的な学習の支援を図る事業、又は教科外の多様な学びの機会を創出する事業
- 4) 子どもの貧困や困難な状況を支援するための事業
- 5) その他、1~4に合致しないが、子どもの貧困や困難な状況を改善するために有効な事業

◆対象活動例◆

- 1) 平日の放課後や夜間、週末や長期休み期間など、特に支援が必要とする時機をみて、地域の多様な施設・場所を活用して、子どもが地域の大人にたよれる場をつくるもの
- 2) 個食や孤食にある子どもに対して、栄養価にも配慮をした食事の提供を図るもの
- 3) いわゆる学校の教科に関する学習を支援するもので、その手法は問わないが、子どもの状況やニーズに即した有効なもの
- 4) いわゆる学校の教科外に関する多様な学びで、大人数での遊びや異年齢グループ、屋内・屋外を問わず、多様な経験や学びの機会を創出するもの。但し、演劇や映画、音楽の鑑賞等の受け身なもの、遊園地等へ行って遊ぶ等のものは原則として対象外
- 5) 食事の提供を行うプログラムにおいて食品衛生管理や食中毒防止に関する研修、ボランティアの養成、その他事業の質を高めるため必要と考えられる研修や視察等

◆重要事項◆

- 1) 子どもの貧困にかかる支援を行う際は、その支援事業に「参加すること＝困窮者」であるという見え方になり、支援を必要としている子どもが参加を躊躇する等の状況が起きています。解決は簡単ではないかもしれませんが、そのような状況へ配慮すると共に、創意工夫のご検討をお願いします。
- 2) 子どもの貧困にかかる支援事業として、参加する子どもの個別背景まで把握をして申請・報告を頂くことは求めません(参加人数等)。しかし、何等かの形で支援を必要としている困難な状況にいる子どもに、申請を頂く事業の取組みに関する情報が届くような、具体的な施策を含む事業を優先します。
- 3) 「食事の提供」が組み込まれているものを採択する優先枠があります。(食事の提供が含まれていなくても採択されます。食事の提供を含むものと、含まないものを区別して審査するというもので、採択件数の比率も特に定めていません。)

◆対象外の活動◆

- 1) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
- 2) 1～2年程度の継続した活用が見込めない物品や什器や設備等の購入や設置
- 3) 機材や物資の購入のみの活動
※購入した資器材を用いて、本事業の趣旨に即した活動に用いるのであれば機材購入は可。
- 4) 政治・宗教活動
- 5) 反社会的勢力が関与している活動
- 6) 本助成事業からの資金を、奨学金や支援金として充当すること

助成の対象となる団体

宮城県内に本拠地をおき、宮城県内を活動対象地域としているグループ・団体等

- 1) 地元住民5名以上のボランティア・グループ、高校、大学等の学生のサークル等
- 2) 自治会や町内会、PTAや地域のために活動するグループ等
- 3) 市民活動団体（任意団体含む）、特定非営利活動法人、一般社団法人等
- 4) 1～3に該当し、報告書の提出と資金の管理ができる組織
※ 資金の管理：入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること
※ 本事業の趣旨により、年間予算が小規模である組織が優先されることがあります。

事業期間

2018年8月1日 から 2019年1月31日まで

助成金額

助成額：

- 1) 区分1：上限20万円のもの ※ 3～8件程度を想定
- 2) 区分2：上限50万円のもの ※ 2～4件程度を想定

※注記

- ✓ 金額の区分によって、申請や書類提出上の違いはありません。
- ✓ 助成比率は特に定めません。本助成金100%の事業でもかまいません。
- ✓ 他の助成事業との組合せは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。
- ✓ 総事業費は、助成申請額の2倍程度までの組立てをお勧めしています。

対象となる費用の例：

- 1) 申請団体の役員・職員への報酬は、区分1、2のいずれも助成申請額の2割まで
- 2) 活動に必要な資材・図書等の購入費
- 3) 外部講師、専門家にかかる謝金・旅費
- 4) ボランティア交通費
- 5) 食材・材料費等 ※アルコール類は対象経費に含めません
- 6) 活動にかかる場所の賃借料、水道光熱費

対象外となる費用：

- 1) 申請団体の役員・職員への報酬のうち、助成申請額の2割をこえた費用
 - 2) 申請団体の役員・職員が講師役となつて行う際の講師謝金
 - 3) 団体事務所に関する賃借料、水道光熱費
 - ① 団体事務所と活動拠点が同一の場合は、一定の基準による按分をすること
例：活動拠点を月4回利用する場合は30分の4日分等、一定の基準を明示すること
※原則的に、活動拠点にかかる維持費用をご支援する助成事業ではありません。
 - 4) 食材・材料費等のうち、大人が飲用する酒類の購入費用
- その他、不明な点は事務局にお問い合わせください。

申請方法

応募受付締切までに、応募書類一式を下記の事務局あてにお送りください。事務局への直接の持参による応募は受け付けておりません。

▶ ダウンロード

募集要項・申請書様式は、本事業の特設ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://kodomonotayoriba.kahoku.co.jp>

▶ 応募受付締切

2018年6月30日 必着

▶ 必要書類 ※ご不明な点は事務局までお問い合わせください

- 1) 申請書（指定様式）
- 2) 規約や定款など
- 3) 事業報告書（前年度分） ※設立1年目の団体は不要
- 4) 決算書（会計報告書）（前年度分） ※設立1年目の団体は不要
- 5) チラシやパンフレット等活動がわかるもの（もしあれば）

助成に係るスケジュール

【助成決定】

審査員による審査会をへて採否を決定し、7月末に各団体に電話・文書にて通知します。

【助成金の支払】

活動の実施に関する覚書を締結の上、指定の口座にお振込致します。

【活動開始】

2018年8月1日以降の、助成の決定後の活動開始（助成金を充当した活動）が可能です。

【報告書の提出】

活動終了後1か月以内に、所定の様式に基づいた報告書（簡易な会計報告を含む）と活動の様子が分かる写真（画像データ）をご提出いただきます。

※領収書は適切に保管・管理をお願いします。詳細は、決定時にお知らせします。

資金提供以外の支援



本基金は、味の素株式会社様からの寄付が含まれておりますが、資金提供以外に栄養バランスを考慮したレシピの提供や調味料等の提供、研修の機会等を実施することを計画しています。詳細は、採択決定団体に対してお知らせします。

申請書の提出先／お問い合わせ先

「こどものたより場基金」事務局

公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町 1-2-23 桜大町ビル 602

TEL：022-748-7283 FAX：022-748-7284 E-mail：tayloriba@sanaburifund.org

お問い合わせ：月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9：30～18：30 担当：雨田・鈴木